

## 書評

モンロー・ドクトリンのグローバル・ヒストリー  
西崎文子著『アメリカ外交史』

(東京大学出版会、2022年)

石 田 淳

本書は、その表題にある通り、アメリカ外交の通史を概説した書物である。地図、参考文献、年表、人名索引などにも隅々まで細やかな気配りが行き届き、アメリカ外交史の初学者にはこれほどの道案内はほかになからう。

それと同時に、本書は、おそらくアメリカ外交史の研究者になる以前から、著者・西崎文子がアメリカについてめぐらせてきたであろう思索の現在地を示す道標でもある。何が著者をアメリカ外交史研究に向かわせたのか。ページを繰ると、点描された個々の事象を時空間上に定位するグローバル・ヒストリーの地平を見渡せる。それこそ著者の眼に映っていた風景であろう。外交史家としての著者の思索の広がりや奥行きは、国際政治学を専門とする評者に的確にとらえきれるとは到底おもえないが、ここでは蛮勇をふるってその読解を試みたい。

1776年の独立宣言(本書8頁、以下カッコ内の頁数は本書からの引用箇所を指す)から2021年の連邦議会議事堂乱入事件(329頁)まで2世紀半に亘るアメリカ外交史を、本書は12章に区分してたどっている。建国期から2世紀半に及ぶ時間を等分するのが世紀転換期の米西戦争(1898年)で、同戦争を境にして前半は大陸におけるアメリカの膨張の歴史(ミシシッピ川以東を領土としてアメリカの独立をイギリスが承認したパリ条約(1783年)から、19世紀末の「フロンティアの消滅」までの歴史)、そして後半は西半球のみならず世界の大国となったアメリカの対外関係の歴史と言えるだろう。本書は、その前半の歴史を1章と2章で概括したあと、一転して後半の歴史には3章から12章までの10章分の紙幅を割き、20世紀における大国アメリカのグローバルな外交の軌跡を縦横に論じ尽くす。

アメリカ外交の歴史を叙述するにあたり、筆者は以下の三点に留意したという(ii頁)。すなわち、まず第一に、アメリカ外交史はいかなる意味において「アメリカ的」であったのか、第二に、アメリカ外交史と国際関係史全体は、どのように前者が後者を、そして後者が前者を形作るものだったのか、そして第三に、アメリカの自己認識のみならず、アメリカなるものに直面した他者のアメリカ認識はいかなるものであったのか、の三つである。

本書は以下に述べるように「最初の新生国家(the first new nation)」であったアメリカが国際社会における地位の階段を西半球の新興国から、世界の列強、西側陣営の盟主、そして唯一の超大国へと一段一段上りながら繰り返してきた外交史を振り返る<sup>1)</sup>。本書が異

<sup>1)</sup> 著者自身は、「最初の新生国家」ではなく、「新興国」、「新しい共和国」という表現を用いている。

彩を放つのは、そのアメリカ外交に受け継がれるモンロー・ドクトリンとその系譜への著者の感度にはかならない。モンロー・ドクトリンとそのコロラリーは、近現代史において、絶対君主制であれ、社会主義体制であれ、国内体制の集団防衛を自らの任務とした大国には必ずしも珍しくない《干渉のドクトリン》でありながらも、その特殊アメリカン・デモクラシー版とも言うべきものであった。第1章に配置されたモンロー・ドクトリン論は、20世紀の国際社会に生まれる集団安全保障構想を読者に予期させる伏線となっている<sup>2)</sup>。

アメリカ外交の通史を時系列に叙述する本書には、各章の冒頭に筆者自身による丹念な要約も配置されていることから、小論では、章ごとの内容を紹介するという通例の書評論文の構成をあえて採らずに、上記の三つの観点から本書の特徴を捉え、あわせてそれに対する評者の見解を述べたいと思う。

まず第一の論点としてアメリカ外交史はいかなる意味においてアメリカ的であったのか。この問いに取り組む作業に展望を与えるのは、アメリカこそ独立革命によって植民地支配を脱した「最初の新生国家」であったという認識であろう<sup>3)</sup>。アメリカ独立後のグローバル・ヒストリーには、新生国家形成の四つの波があった<sup>4)</sup>。これらはいずれも、大規模な国際対立がもたらした《帝国の解体》という形をとった。具体的にみると、第一波は、フランス革命とナポレオン戦争後のラテン・アメリカにおけるスペイン並びにポルトガルの植民地の独立、第二波は、第一世界大戦後のヨーロッパにおける四つの帝国（ホーエンツォレルン、ロマノフ、ハプスブルク、オスマンの四帝国）の解体、第三波は、第二次世界大戦後の、アジア、アフリカにおける西ヨーロッパの海外植民地支配（salt water imperialism）の終焉、そして第四波は、冷戦の終結に伴うソヴィエト連邦やユーゴスラヴィア連邦などの社会主義連邦の解体である。最初の新生国家であったアメリカは、世界政治におけるその地位をかえつつ、これら四つの波の一つ一つに特有の形で深く関与することになったと評者には思える。

新生国家形成の四つの波のうち、本書は第一波と第二波に対するアメリカの動きの検討に紙幅を割く。特に著者が重点を置くのは、この第一波において1810年代から20年代にかけて相次いで独立を達成したラテン・アメリカの共和国についてアメリカが言明したモンロー・ドクトリン（1823年）であることは疑いない。J・モンロー大統領はその年次教書の中で、南北アメリカ大陸は、それらが獲得し、また維持してきた自由かつ独立の状態にかんがみ、今後、いかなるヨーロッパ列強によっても将来の植民地化の対象とされるべきではないとしたうえで、大陸列強の政治体制を西半球のいかなる部分に拡張しようと

<sup>2)</sup> 著者は、アメリカ単独の自衛政策たるモンロー・ドクトリンが、国連憲章51条の集団的自衛権に関する規定を経て、米州条約や北大西洋条約などを通じた集団自衛政策へと変容したとする。西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連、1945-1950』（東京大学出版会、1992年）、39、152頁。

<sup>3)</sup> Seymour Martin Lipset, *The First New Nation: The United States in Historical and Comparative Perspective* (New York: Basic Books, 1963).

<sup>4)</sup> P・ライオン (Peter Lyon) は、1973年刊行の論文において刊行時点において新生国家形成には三つの波があったとしている。Peter Lyon, "New States and International Order," in *The Bases of International Order*, ed. Alan James (Oxford: Oxford University Press, 1973), 27.

する試みは、われわれの平和と安全にとって危険なものとなさざるをえないとした。このドクトリンの中に、著者は、「アメリカの安全 [は]、西半球における共和政体の維持と切り離せない」(27頁、強調は引用者) ととらえるアメリカ特有の安全観を見出している<sup>5)</sup>。

その後のアメリカは、西半球においてこのモンロー・ドクトリンを繰り返し発動した。本書はこのことを類書にはない濃度で描く。1899年にドイツ、イギリス、イタリアが債務不履行を理由にベネズエラに対して海上封鎖を行うなどすると、T・ローズヴェルト大統領は事態を重く見て1904年の年次教書においてモンロー・ドクトリンのローズヴェルト版拡大解釈(いわゆるローズヴェルト・コロラリー)を打ち出した。西半球のいずれかの国が、秩序の維持や債務の履行を行う能力と意思を欠く(inability or unwillingness)などして、アメリカ合衆国の権利を侵害したり、諸外国の侵略を招いて南北アメリカ全体に損害をもたらしたりする場合には、アメリカはこれに干渉すると明言した(76頁)。

この時期のアメリカは、米西戦争の講和会議(1898年)においてフィリピンの割譲をスペインに要求し、これを併合していた。しかし、行動の選択肢としての併合は、反植民地主義者の反乱を招くなど重い代償が伴うことを自覚すると、アメリカ議会は、スペイン撤退後のキューバについては併合を選ばず、「プラット修正条項」(1901年)を通じて、アメリカの「干渉の権利(right of intervention)」にキューバが同意することを条件としてその独立を承認したのである。同修正条項は、キューバの条約締結権、債務契約締結権を制限し、海軍基地(のちのグアタナモ海軍基地)等のための土地提供なども規定した(71-72頁)。

新生国家形成の第二波は第一次世界大戦後のヨーロッパの四つの帝国の解体であった。そもそもW・ウィルソン大統領は、1915年にはモンロー・ドクトリンを西半球において多国間条約化することを企図して、最終的には実現に至らなかったものの、パン・アメリカン条約の締結を模索した。それは、「共和政体の下での領土保全と政治的独立の相互保証」を謳うものだったのである<sup>6)</sup>。

---

<sup>5)</sup> 神聖同盟諸国は、1820年のトロップハウ会議議定書(Troppau Protocol)を通じて、反乱に起因し、他国への脅威に帰結するところの《国内制度の不法な変更》についてはこれを承認せず、必要に応じて強制力を行使するとしていた。1823年にフランス軍がスペインの革命政権を打倒して絶対王政を回復すると、大陸列強は中南米のスペイン植民地の反乱に対しても正統性原則に基づく共同干渉を企図したが、イギリスは「事実上の政府の承認」原則を明確に打ち出してこれを拒み、1825年には中南米諸国の独立を承認した。モンロー・ドクトリンは、アメリカ大陸においてはヨーロッパ列強の干渉を排除し、人民主権に基づく政治体制の変更を承認しないとするものであった。藤澤巖は、大陸列強とは正反対の意味での「正統性原則」の主張として、このモンロー・ドクトリンを解釈する。藤澤巖『内政干渉の国際法』(岩波書店、2022年)、41-75頁。特に、「大陸列強とは正反対の意味での正統性原則」についての言及は73頁。

<sup>6)</sup> 西崎文子「モンロー・ドクトリンの普遍化——その試みの挫折——」『アメリカ研究』第20号(1986年)、187-191頁。また、西崎文子「モンロー・ドクトリンの系譜——『民主主義と安全』をめぐる考察——」『成蹊法学』第75号(2011年)、228-230頁。モンロー・ドクトリン、パン・アメリカン条約案、そして国際連盟規約10条との関係についてはThomas J. Knock, *To End All Wars: Woodrow Wilson and the Quest for a New World Order* (Princeton: Princeton University Press, 1992), 39も参照。な

さらに、第一次世界大戦への参戦は、モンロー・ドクトリンが約束したはずの《ヨーロッパの事態に対する不干渉》からの逸脱にあたることを意識しつつ、W・ウィルソン大統領は、議会上院における「勝利なき平和 (peace without victory)」演説 (1917年1月22日) において、逆に、モンロー・ドクトリンを適用する領域の範囲 (西半球) についてその限定を解くことで連続の保持を図った (98頁)。すなわち、いかなる国もその政治体制を他国へと広げるなどして、「政治体制を自由に決定する」人民の権利を侵害してはならないとして自決原則を定式化しつつ、諸国は一致して世界規模のドクトリンとしてモンロー・ドクトリンを採用するべきであるとした。そして、政府による「被治者の同意に基く正当な権限の行使」という文言を「最初の新生国家」たるアメリカの独立宣言から引用して、この原則が承認されない限り恒久平和は訪れないとするとともに、あたかも治者の財産であるかのように住民 (と住民が居住する領域) を割譲する権利などどこにも存在しないと切り切ったのである<sup>7)</sup>。その後、アメリカの参戦、講和を経て、大筋において「自決原則」に基づく形で中東欧に一連の新生国家 (フィンランド、バルト三国、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、そしてのちのユーゴスラヴィア) が誕生した。

新生国家形成の第三波は、第二次世界大戦後の、アジア、アフリカにおける西ヨーロッパの海外植民地支配の終焉を指す。そもそも米西戦争後のアメリカは、中国における列強による排他的勢力圏の構築を牽制するために、「門戸開放宣言」 (特に1900年の第二次宣言) を通じて、在外自国民たるアメリカ人の生命と財産を保護するという個別的利益を確保したうえで、中国における通商上の機会均等と領土的・行政的保全という普遍的理念を打ち出していた (66-69頁)。本書は、第二次世界大戦の戦中から、独立達成前のアジア、アフリカが、「被治者の同意による統治の原則」を掲げた大西洋憲章 (1941年8月) の精神や、それを体現するアメリカに期待を寄せていた (173頁、211頁) ことは指摘するものの<sup>8)</sup>、戦後の脱植民地化の進行が国連総会の構成の変化を加速させるものであったこと

---

お、国際政治学者H・モーゲンソウの整理によれば、神聖同盟の目的は、1815年時点における領土の現状と、絶対君主政体の現状とを維持することにあつた。ハンス・モーゲンソウ (原彬久監訳) 『国際政治——権力と平和 (下)』、(岩波書店、2013年) 137頁。ウィルソンの発想は、その共和政体版であったと言えるだろう。さらに、チェコスロヴァキアの「プラハの春」 (1968年) に対するワルシャワ条約機構軍の介入にあたり、ソ連のL・ブレジネフ共産党書記長が唱えた正当化論 (社会主義政体の現状の維持こそが社会主義共同体の共通の利益であるとの議論) が、西側において「ブレジネフ・ドクトリン」として広く定着したのは、それがモンロー・ドクトリンを想起させるものだったからであろう。Gaddis Smith, "The Legacy of Monroe's Doctrine," *The New York Times*, September 9, 1984.

<sup>7)</sup> 本書のカバー・デザインの題材にヴェトナム戦争戦没者慰霊碑をもちいた筆者は、L・ジョンソン大統領が1965年の演説の中で、「すべての国が自らの運命を決定できる世界にあってこそ、アメリカ自身の自由が守られる」と述べたことに触れ、その局面で、ヴェトナム国民、アメリカを含む西側諸国の国民はこの言葉をどう受け止めたのだろうかと問うている (235頁)。その演説が、ウィルソンの「勝利なき平和」を意識した「征服なき平和 (peace without conquest)」 (1965年4月7日) と題されていることのアイロニーは歴史を学ばなければわからない。

<sup>8)</sup> 1915年、アメリカは日本の「対華二十一か条要求」についてブライアン・ノートを通じて、門戸開放宣言に違反するとともに、中国の領域的・政治的独立性を侵害する協定を承認しないとした (92頁)。また、1932年には、日本の関東軍による満州全域占領という事態についてスティムソン・ド

などは考察していない。まさに脱植民地化の一定の実現がさらなる進展を可能にして採択されるに至ったのが「植民地独立付与宣言」(1960年の国連総会決議)と言えるが、その決議の際にアメリカは、非自治地域の施政国として他の施政国とともに棄権していたのである。

最後に第四波は、冷戦終結後の社会主義連邦の解体を指す。冷戦終結後に大統領に就任したB・クリントンは、1994年1月、ブラハ訪問時の記者会見において、もはや問題はNATOが拡大するかどうかではなく、いつ、いかに拡大するかであると述べた(305頁)<sup>9)</sup>。さらに同月の年頭教書では、旧社会主義国における市場経済と民主政治の改革の推進こそアメリカの繁栄と安全に資するとして、それら諸国の国内体制をアメリカの安全と結びつけた。中東欧における「民主国家の共同体 (community of democracies)」の拡大に寄与するとしてNATOを位置づけたうえのことであった。

このようにアメリカにはその安全と諸国の国内体制とを結びつける歴史的伝統があることは確かだが、本書を通読して疑問に残るのは、それならばアメリカは、いったい何が民主化を促す要因たりうると考えてきたのかということであろう。たとえば、憲法制定を通じた政体構築 (constitutional engineering) か、地域機構加盟の国内条件の設定 (conditionality)、はたまた反政府勢力の支援 (covert actionあるいは旧共産圏諸国の color revolution) か。この問いは、さらなる検討に値するように思えてならない。

第二の論点として、アメリカ外交史と国際関係史との間にどのような相互作用があったのか。ここまでの説明からも、グローバル・ヒストリーにおける新生国家形成の各局面でアメリカがその外交を展開したことのみならず、20世紀の国際機構における集団安全保障体制の構築に先行して19世紀の西半球におけるアメリカ外交の経緯があったことも明らかだろう。

集団安全保障体制の整備は、第一次世界大戦の講和がもたらしたものである。参戦にあたり、ウィルソン大統領は「宣戦教書」(1917年4月2日)を通じて、世界中の人々の統治様式選択権と、民主主義にとって安全な世界との実現を戦争目的に掲げ、この戦争を「民主主義のための戦争」(99頁)とした。終戦によって、前述のパン・アメリカン条約案を原型として、締約国が外部からの侵略に対してお互いの領域的一体性と政治的独立の尊重と保全とを約束する集団安全保障体制 (その核心は国際連盟規約10条)の構想は現実のものとなった。ウィルソンの戦後構想(「十四か条平和原則」(1918年1月8日))の

---

クトリンを通じて、パリ不戦条約(124頁)などに違反する日本の協定をアメリカは承認しないと(137頁)。評者にとってやや意外であったのは、このように「不承認政策」への言及はあるものの、O・ハサウェイらのように、アメリカ発の戦争違法化が国際法秩序(特に、中立(経済制裁の可否)、指導者個人の刑事責任、征服、砲艦外交などをめぐる法的規制)にもたらした根本的変革は強調していないことである。Oona A. Hathaway and Scott J. Shapiro, *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World* (New York: Simon & Schuster, 2017).

<sup>9)</sup> クリントンは、大統領就任以前の選挙キャンペーンの中でも、他国の統治体制もアメリカの関心事だと語る文脈において、「民主国家は互いに戦争をしない」との「民主国家間の平和 (democratic peace)」の命題を強調していたことで知られる。たとえば、「アメリカの安全のための新しい規約」演説(ジョージタウン大学、1991年12月12日)。See <https://www.c-span.org/video/?33576-1/clinton-foreign-policy-speech> (accessed December 30, 2022).

大半は講和会議によって骨抜きにされたものの、国際連盟案は関係国による調印にまでこぎつけたのである。しかしアメリカ大統領が提案した同案はなぜ議会上院の同意を得られなかったのだろうか（110–112 頁）。

締約国が外部からの侵略に対してお互いの領土保全と政治的独立を保証するには、侵略を自制するとの「消極的な保証 (negative guarantee)」のみならず、それを阻止する「積極的な保証 (positive guarantee)」とが必要になる。ことに侵略の阻止については、西半球であればまだしも、世界大でこれを行うということになれば、それは議会の戦争権限（連邦憲法 1 条 8 節 11 項）を侵害し、さらには T・ジェファーソンの就任演説（1801 年）以来の「(アメリカを戦争に) 巻き込む同盟 (entangling alliances)」の忌避というアメリカの伝統から逸脱するものとなろう<sup>10)</sup>。これが桎梏となったのである。

条約の効力発生は、相手国との同意に基づく条約の調印と国内の同意に基づく条約の批准から成る<sup>11)</sup>。批准とは、元来、外交権を独占する君主が全権大使を派遣して外交交渉を行い、そこで調印された条約を承認する行為であった。これに対してアメリカでは、「大統領は上院の同意と承認を得て条約を締結する権限を有する」（連邦憲法 2 条 2 節 2 項）とされていたため、ヴェルサイユ条約への上院による同意拒否という想定外の事態が発生したが、これはヨーロッパ諸国にとっては衝撃だったはずだ。本書の発想に触発されて評者が着目するのは、このアメリカの国家実行がもった国際的余波である。1923 年のローザンヌ条約の批准にあたり、イギリス政府は、国際条約の議会による統制を強化するために、批准の前にすべての条約についてそれらを議論するのに十分な機会を議会に保障することを決定したと発表した。まさに「イギリス憲政のアメリカ化」と称しうる展開ではなかったか<sup>12)</sup>。

なお、本書は、1890 年のウンデッドニー虐殺事件（50 頁）なども含めて先住民の過酷な経験に繰り返し言及している<sup>13)</sup>。その一方で本書には言及はないが、アメリカの歴史の中における移民と先住民との関係には、自衛権論の文脈において、そのグローバル版とも言うべきものがあつた。アメリカ政府は、第一次セミノール戦争（1817–1818 年）において、スペイン領フロリダを拠点とした先住民によるアメリカ領内への攻撃を、防止措置を

<sup>10)</sup> 一般に、同盟を構成する国家間において、同盟国の戦争に「巻き込まれる不安 (fear of entanglement)」と、同盟国に「見捨てられる不安 (fear of abandonment)」とを同時に解消することは難しい。国際政治学では、これを同盟のディレンマという。この「巻き込まれる不安」は、行動の自由に対する制約という意味では、同盟の文脈のみならず集団安全保障の文脈でもあらわれる。なお、entangling alliances を著者は「錯綜する同盟」（16 頁、108 頁）と訳出するが、上記の理由により評者は「巻き込む同盟」とした。

<sup>11)</sup> 国内平面と国際平面と二層での同意確保の政治については、斎藤真「『国際信義』と『国内信義』」（斎藤真『アメリカ外交の論理と現実』（東京大学出版会、1967 年）所収）が啓発性において抜kindてた古典である。

<sup>12)</sup> James Brown Scott, “Ratification of Treaties in Great Britain,” *American Journal of International Law* 18, no. 2 (April 1924): 296.

<sup>13)</sup> 議会は上下両院合同決議 (S.Con.Res.153) を採択して、事件から 100 年後にアメリカ合衆国を代表して深い後悔 (deep regret) を表明した。

講じないスペイン当局に帰責させ、フロリダへの派兵を正当化した。そしてまさにこの論理を用いて、9.11 テロ後のアフガニスタンに対する武力行使を、領域内において活動するテロ組織（アルカイダ）を取り締まらない領域国（アフガニスタン）に当該組織の越境テロ行為を帰責させ、自衛権を根拠として武力行使を正当化した。極め付けは2011年のビン・ラディン殺害の作戦行動で、ビン・ラディンのコードネームを「ジェロニモ」としたのである。これは少なからざる波紋を呼んだ<sup>14)</sup>。アメリカ史上はじめての非白人大統領の下で、グローバルな対テロ戦争が先住民に対する対ゲリラ戦争のメタファーによって語られたのである。

最後に第三の論点たる他者のアメリカ認識とは、著者のアメリカ認識とも重なるものであろう。アメリカの自画像についてはこれまでも著者が繰り返し語ってきた<sup>15)</sup>。本書でも印象深く紹介されるものに、さまざまな戦闘作戦行動名がある。アメリカでは、第二次世界大戦後、国内外世論の印象を意識して戦闘作戦行動にニックネームを付すようになった<sup>16)</sup>。たとえば1989年のパナマ侵攻の際の作戦名は「正当な理由 (just cause)」であった。国連総会決議 (A/RES/44/240, 29 December, 1989) は、まさに主権国家の領域的一体性と政治的独立を明白に侵害するものとして、パナマからの撤退をアメリカに要求したが、アメリカ国内におけるこの作戦に対する支持は高かったという (301頁)。

著者は、しばしば特定の事象について異なる視点を持つ複数の登場人物を配置する。その発言から、読者は自ずとアメリカ外交における理想と現実の乖離に気付く<sup>17)</sup>。同時にアメリカ社会に複数の視点があることを確認する著者は、決して現実を冷笑することはない。本書を手にとり、グローバル・ヒストリーの中のアイロニーの源流をたどる経験にめぐまれた読者は幸いである。

---

<sup>14)</sup> 先住民の悲憤については、“Oversight Hearings on Stolen Identities: The Impact of Racist Stereotypes on Indigenous People.” May 5, 2011. The United States Senate Committee on Indian Affairs. Available at <https://www.indian.senate.gov>, accessed December 30, 2022.

<sup>15)</sup> 西崎文子『アメリカ外交とは何か——歴史の中の自画像——』（岩波新書、2004年）

<sup>16)</sup> Gregory C. Sieminski, “The Art of Naming Operations,” *Parameter* 25, no. 3 (Autumn 1995): 81–98.

<sup>17)</sup> 国内における公民権運動と国外のヴェトナム戦争が同時進行する中で、M・L・キング牧師は、1967年4月4日の演説で、黒人兵士が東南アジアにまで送られて、自分たちには保障されていない自由を確立するために戦場で命を懸けて戦う不条理を説いた (237頁)。